

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

遠賀町長 古野 修

市町村名 (市町村コード)	遠賀町 (384)	
地域名	別府・千代丸・今古賀地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

別府・今古賀地区については、その全域が農業振興地域外であり、農地の不整形や地盤の悪さ等の問題を抱えているものの、農地改良のために基盤整備事業を活用することができない。別府地区については、接道していないなど耕作条件の悪い農地も多い。

住宅地と近接している農地が多く、農薬散布や作業音等への苦情などの問題もあり、どの地区においても高齢化が進み、後継者が不足している状況がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の中心経営体で耕作しきれない農地については、地区外からの入り作や、若手の育成等で集積を行っていく。田では水稻を中心に営農を行っていく。

千代丸地区については、現在、農地中間管理機構関連基盤整備事業を実施している。この地域については基盤整備事業計画の中で担い手の耕作地を話し合っていく。基盤整備地内では野菜等の収益性の高い作物を作付していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域内農用地の田

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
話し合いにより農地を集積し、地域内の農業の効率化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を勘案しながら、段階的に集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
千代丸地区については、農地中間管理機構関連基盤整備事業を実施しており、土地利用型作物中心の作物体系から、野菜等の収益性の高い作物の作付を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農協や普及指導センターと連携し、地区の農業の推進を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等被害防止のための取組を行う
- ②減農薬・減肥料米の作付けを継続して行う
- ③農作業の効率化のためスマート農業機械を導入する
- ⑦土地条件の良好でない農地は継続して保全管理を行っていく